

2022年3月1日更新

ご契約者各位

あんしん少額短期保険株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種取扱いについて

弊社は、この度の「新型コロナウイルス感染症」影響を受けられたお客様に心よりお見舞い申し上げますとともに、影響を受けられたご契約者の方に以下の通りの対応を実施しております。

緊急事態宣言が発令された区域を対象とする「保険料払込猶予期間の延長の取扱い」について、全区域において延長期間が本年2月28日に満了となりましたので、ご案内を本お知らせより削除いたしました。併せて、「新型コロナウイルス感染症に罹患された方で、入院治療を受けられない場合の取扱い」において、3月1日より神奈川県で発行している「自主療養証明書」を、新たにご提出可能な書類として追加しましたのでお知らせいたします。

記

1. 保険金・給付金の取扱いについて

(1) 新型コロナウイルス感染症でご入院された場合の取扱い

■入院給付金のお支払い対象となります。

※ご契約内容によっては、入院給付金のお支払いに、約款所定の入院日数が必要となる場合があります。

※医療機関の事情で入院できない場合でも、給付金のお支払い対象となる場合があります。詳細は、「1-(2) 新型コロナウイルス感染症に罹患された方で、入院治療を受けられない場合の取扱い」をご確認ください。

(2) 新型コロナウイルス感染症に罹患された方で、入院治療を受けられない場合の取扱い

■以下の要件①～③をすべて満たした場合、入院給付金のお支払い対象になります。

《要件》

①以下の(a)(b)のいずれかに該当している。

(a)PCR検査または抗原検査により陽性となり、新型コロナウイルス感染症と診断された場合

(b)PCR検査または抗原検査の結果に問わらず、医師により新型コロナウイルス感染症と診断された場合（いわゆる「みなしあり陽性」）

②自宅（または宿泊施設）で医療機関や保健所等の管理下による治療を受けた

③以下の書類を所持している。

保健所等の公的機関あるいは医師が発行する療養期間を証明する書類のコピー

書類名（例）	必要項目
「就業制限通知書」および「就業制限解除通知書」のセット	診断日、就業制限解除日
「宿泊・自宅療養証明書」 (新型コロナウイルス感染症専用)	宿泊期間・自宅療養期間のわかるもの

※自治体や医療機関により書類名が異なる場合がありますが、療養期間がわかる書類であればご提出いただけます。

※神奈川県で2022年3月1日から発行している「自主療養証明書」もご提出いただけます。(但し、「自主療養届」のみの場合はご提出いただけないため、ご了承ください。)

●補足

- ・無症状や軽症で自宅(または宿泊施設)で療養された場合でも、上記要件を満たす場合、お支払いの対象となります。
- ・濃厚接触者に該当し、自宅(または宿泊施設)で待機された場合で、PCR検査の結果「陰性」と判明した場合は、お支払いの対象外となります。

(3) 新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった場合等の取扱い

■死亡保険金のお支払いの対象になります。

(4) 保険金・給付金の簡易迅速な取扱い

保険金・給付金のお支払いについて、お申出により、医療機関の発行した領収書がないケースなど、お手続きに必要な書類を速やかにご準備いただくことが難しい場合は、個別の事情をお伺いし、代替書類などによる柔軟な対応をいたします。

2. あんしん俱楽部（付帯サービス）の取扱いについて

ファミリー健康相談サービスでは、当社が委託する株式会社法研の健康相談員が「新型コロナウイルス感染症」に関するご相談にも無料で24時間年中無休の対応しております。

ご利用される場合は、専用ダイアル（通話無料0120-921-514）か弊社ホームページ内のあんしん俱楽部ファミリー・ケア・ネットワーク内のご案内よりご確認ください。

上記お手続きに関するお申出やご質問は以下の問合せ窓口までご連絡ください。

■お客様相談室 通話無料0120-685-336

受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00（日曜・祝日・年末年始休み）

以上